

全労済協会だより

vol.50

CONTENTS

- “全労済協会だより” 50号発行に際してのご挨拶 1
- ~団体向け共済のご紹介~
シリーズ②『団体(法人)自動車共済』 2
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑬」 3
今回のテーマは、社会保障改革を考えます。
- 客員研究員報告書を刊行しました。 4
「客員研究員報告書」(千々松愛子氏、桜沢隆哉氏)
- 勤労者アンケート調査結果報告書を刊行しました。 4
- 第127回理事会報告 4
2月22日(火)理事会の開催報告です。
- 全労済協会からのお知らせ 4
●当面のスケジュール

“全労済協会だより” 50号発行に際してのご挨拶

編集責任者 専務理事 小池正明

日頃より“全労済協会だより”をご愛読いただき、誠にありがとうございます。記念すべき50号の発行にあたり、感謝の意を表して一言ご挨拶を申し上げます。

2007年1月にそれまでの“LRL(Labor Research Library)”から内容を一新して発行を開始した“全労済協会だより”も、おかげさまで本号をもって50号を数え、シンクタンク事業としての様々な研究成果の概要や、シンポジウムのご案内および結果報告、また相互扶助事業である団体建物火災共済、団体(法人)自動車共済、自治体提携用慶弔共済のご紹介など、全労済協会の日常の活動についてご愛読のみなさまへご報告することができました。

全労済協会(正式名称:財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会)は、2004年6月にそれまでの「財団法人全国勤労者福祉・共済協会(旧全労済協会)」と「財団法人全国勤労者福祉振興協会(福振協)」を統合し、新たなスタートを切って6年が経過しました。その間、旧法人の頃よりそれぞれの情報誌・機関誌として“勤労者福祉”、“ウェルフェア”、“クロスロード”、“LRL”など、様々な媒体を発刊してきましたが、日常活動の報告を“全労済協会だより”に集約して毎月発行とする一方、研究成果の発表は、その都度専門的な“研究報告誌”を発行するという形に整理を行いました。

国内経済の停滞や少子超高齢化、ライフスタイルの変化に伴う無縁社会化など、社会的な課題が多数顕在化する中で、勤労者福祉の重要性はますます高まるとともに、労働者共済運動、協同組合思想といった共助のシステムは、

市場原理主義へ過度に傾斜した社会に対する有効な対案として、その役割を発揮するべき時期に来ていると考えています。しかし、現実には大変残念ながらその重要性や効果について国民のみなさんの大部分に知られていない状況にあり、労働運動の停滞とあいまって存在感・

存在意義についても薄れつつあるとの危惧を感じます。全労済協会は、設立の目的におけるその使命として、勤労者福祉の向上と発展を目指し、勤労者福祉や労働者共済運動の重要性・有効性を広く社会に訴えかけていく活動をより強化していく必要があると考えています。そのためにも、“全労済協会だより”の発行を継続しながら、より内容を充実したものとしてみなさまにご愛読いただき、広く情報の発信と啓発の機会となるよう微力ながら努めていきたいと存じます。

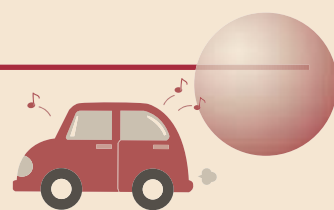
全労済協会は2年後の2013年6月に、公益法人改革に対応した新たな法人へ生まれ変わることを計画しています。新法人としてもより力を発揮し、一人でも多くの方のお役に立つよう、100号、200号の発行を目指して精一杯頑張つてまいりますので、“全労済協会だより”ならびに本協会の活動に対するみなさまの温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。





～団体向け共済のご紹介～

シリーズ②『団体(法人)自動車共済』



当会の共済では、契約者は個人ではなく団体を対象としており、下記のような団体をご契約可能団体としております。

- (1) 労働組合及び連合会 (2) 生活協同組合及び連合会 (3) 労働金庫及び連合会 (4) 中小企業勤労者福祉サービスセンター、勤労者共済会、勤労者互助会 (5) (1)～(4)に準ずると当会が認めた団体

〈団体(法人)自動車共済の特色〉

- ・個人ではなく団体を対象としています。
- ・対人賠償、対物賠償、自損事故、無共済者等自動車傷害、搭乗者傷害の5つの基本的な補償に限定し、3種類のコースから選択するシンプルな自動車共済です。

■ご契約の対象

○団体所有の自動車で業務に使用されており、かつ以下の用途・車種の自動車に限られます。

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 自家用普通乗用車(2.51ℓ～) | (9) 自家用軽四輪貨物車 |
| (2) 自家用(普通・小型)乗用車(1.51～2.5ℓ) | (10) 自家用二輪自動車(125cc超) |
| (3) 自家用小型乗用車(～1.5ℓ) | (11) 原動機付自転車(～125cc) |
| (4) 自家用小型乗用(2.5ℓ～)ディーゼル車・ロータリー車 | (12) 自家用バス |
| (5) 自家用普通貨物車(2トン超) | (13) 自家用三輪自動車 |
| (6) 自家用普通貨物車(～2トン) | (14) 自家用軽三輪自動車 |
| (7) 自家用小型貨物車 | (15) 自家用特種用途自動車のうちこの会が指定する自動車(加入可能な特種用途車両の種類については、最寄の全労済へお問い合わせください) |
| (8) 自家用軽四輪乗用車 | |

※有償で人・貨物を輸送する自動車、ダンプカーは対象外となります。違法改造車も対象外です。

■保障の範囲

			タイプ1	タイプ2	タイプ3
対人賠償		契約車両で、歩行者や相手車両に乗っていた人を死傷させた時、その損害賠償金額のうち自賠責保険等を越える部分について共済金を支払います。	無制限	無制限	1億円まで
対物賠償		契約車両で、他の車・家屋・電柱等他人の財物に損害を与えた時、その損害賠償金額を支払います。尚、免責3万円のタイプについては賠償額の3万円までは自己負担となります。	1,000万円まで (免責0円)	1,000万円まで (免責3万円)	300万円まで (免責3万円)
自損事故		契約車両を運転中の方等が、単独事故で死傷された時、共済金を支払います。但し、自賠責保険等の対象とならない場合に限られます。	1,750万円まで	1,750万円まで	1,750万円まで
搭乗者傷害		契約車両に搭乗中の方が自動車事故によって死傷した時、共済金を支払います。但し、二輪自動車(125cc超)及び原動機付自転車(125cc以下)には付帯されません。	1,000万円まで	1,000万円まで	300万円まで
無共済車等自動車傷害		契約車両を運転中又は搭乗中に無保険の車により死亡又は後遺障害を被った場合で、相手から十分な賠償を受けられない時、共済金を支払います。	2億円まで	2億円まで	1億円まで

POINT

手ごろな掛金のわりに、充実補償!

加入対象を勤労者が組織する団体に限定している共済だから、事故率が比較的少なく、掛金を低めに設定しています。しかしながら対人賠償の最高補償額は無制限。自損事故に最高で1,750万円補償。掛金は少なくとも、中身は充実しています。

■掛金と割引

○掛金は車種と加入コース、共済掛金等級により決まります。(危険物搭載車両の場合は割増が適用となる場合があります)



最大60%の無事故割引(事故の有無により等級がアップダウンします)

○ABS割引・条件により多数車契約割引があります。

※上記は制度内容を要約したものです。詳細につきましてはパンフレットをご参照されますようお願いいたします。尚、パンフレットをご希望される場合は、最寄の全労済各県本部にお知らせください。



暮らしの中の社会保険・労働保険⑬「社会保障改革」

「社会保障改革集中検討会議」(以下、「集中検討会議」という)が2月にスタートし、精力的な議論が始まりました。そこで今回は社会保障改革を考えます。

Q1.「集中検討会議」設置の趣旨を教えてください。

A1.2009年の政権交代以降、他の重要政策課題との関連で社会保障改革に関する国民的議論は中断していましたが、2010年10月に「政府・与党社会保障改革検討本部」(以下、「検討本部」という)が発足。そのもとに社会保障や財政学の研究者5名から成る有識者検討会が設置され、12月には「有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」がまとめられました。有識者検討会報告は、社会保障改革の3つの理念と5つの原則、社会保障改革を支える税制のあり方、などについて提言するとともに、持続可能な希望の持てる日本へ踏み出すために、与野党の国会議員や有識者で構成する「社会保障諮問会議」(仮称)の設置を呼びかけ、政権交代や政局に左右されない国民的議論の場の必要を訴えました。

この呼びかけなどを受けて、総理を議長とする、関係閣僚、与党幹部、各界有識者の合計20名の幹事委員から構成される集中検討会議が、検討本部のもとに発足しました。そして、女性や社会保障の現場関係者18名を新たに委員に委嘱しました。

集中検討会議は、社会保障制度と税制の一体改革の検討を集中的に行い、6月に①社会保障の具体的制度改革案、②税制抜本改革の具体的方針、③工程表、をとりまとめる予定です。

Q2.社会保障改革の主な論点は何ですか。

A2.まず何よりも現在の社会保障制度の仕組みでは持続可能性が担保されないという点です。内閣官房社会保障改革担当室によれば、社会保障給付費(医療等の本人負担分を除く)と負担の最新状況は次表のようになっていきます。

〈2010年度社会保障給付費(予算ベース)〉

	給付費総額	105.5兆円	100.0%
内訳	年金	53.2兆円	50.4%
	医療(含介護)	32.1兆円	30.4%
	福祉その他	20.2兆円	19.1%

〈2008年度負担〉

	税+社会保険料	90.1兆円	100%
内訳	保険料(被保険者拠出)	30.1兆円	33%
	〃(事業主拠出)	27.3兆円	30%
	税(国税)	23.5兆円	26%
	〃(地方税)	9.2兆円	10%

(注)その他積立金運用収入等あり

そして、高齢化の進行、支える世代の減少と所得の不安定化や負担感の増大、一般歳出の半分以上を占める社会保障支出の増大、公債残高対GDP比

の発散リスクの拡大などを考えると、持続可能性を回復することは一番の急務です。

幸い、手厚い社会保障と大きな国民負担により、持続可能な社会システムを築き、国民の幸福感を維持し出生率の低下に歯止めをかけた西欧や北欧のモデルを参考にすることができます。

非正規雇用の増加をはじめとする雇用の不安定化、家族形態の変化などに対応する社会保障の理念の再構築をめぐる国民的な合意形成が急がれます。そしてこの理念にもとづき、社会保障給付のあり方(現金給付と現物給付、選別的給付と普遍的給付、現役世代と高齢世代への給付のバランスなど)と負担のあり方などについて、実証データと専門的知見に基づく冷静な議論が必要です。

Q3.税制との一体改革におけるポイントは何ですか。

A3.残念ながら、政治や行政に対する信頼が揺らぐ中で、負担の増大を求めることは相当の困難を伴います。また、新自由主義思想のもとでの累次の税制改革、およびポピュリズムが勢いを増してきた結果、税の財源調達機能と所得再分配機能が低下してきました。このような中で「中福祉」の実現をめざした社会保障の充実のために、痛みの分かち合いの精神、応能負担の原則を改めて確認することが求められています。タイガーマスク現象は社会不信を増幅させてきた一部のマスメディアが久しぶりに明るい話題に関心を向ける転機となりましたが、個人の善意を社会システムとしての善意に高めるイニシアチブこそ政治家に期待したいものです。

Q4.社会保障改革には国民的な議論と合意形成が必要と言われていますが…。

A4.自公政権末期の「社会保障国民会議」(2008年)や「安心社会実現会議」(2009年)において、国民各界各層を代表する有識者により一定のとりまとめがされました。今回の集中検討会議では、政府・与党が前面に出ているものの、研究者をはじめ、経営側・労働側などの有識者幹事委員、社会保障の現場に携わる有識者委員が議論をリードしており、国民的議論にふさわしい会議体になりつつあることが伺われます。

また、社会保障国民会議座長の吉川東大教授や安心社会実現会議座長の成田電通名誉相談役、そして有識者検討会座長の宮本北大教授を有識者幹事委員に加えたことは、一連の国民的議論を継承することを鮮明にしたものとして高く評価できます。

政治の議論が、政局ではなく政策に向かうことを強く期待したいと思います。

(監修:社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

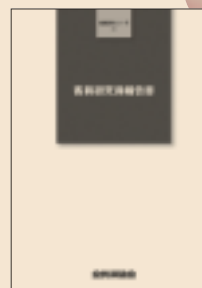
客員研究員報告書を刊行しました。

報告書をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行（報告誌ライブラリー）」のページからお申し込みください。

●客員研究シリーズ① 「客員研究員報告書」

- ・「共済契約における発効日前発病不担保条項」千々松愛子氏
- ・「保険代位とその解釈準則に関する一考察」桜沢隆哉氏

新刊



勤労者アンケート調査結果報告書を刊行しました。

本報告書は、勤労者を取り巻く厳しい環境のなか、勤労者の生活実態や相互扶助、共助に対する意識・ニーズを把握することを目的として、全国主要都市にお住まいの30代～50代の勤労者を対象に実施した調査結果です。

調査結果からは、勤労者の生活・雇用の現状や見通しでは、

- ・調査項目：①全般的に見た現在の生活状況、②生活に対する不安、③人間関係と地域・市民活動への関心・参加、④社会保障制度、⑤私的保障について

厳しい社会情勢を反映した結果になっています。社会保障制度に関しては、公的保障への依存度が強いものの、現状や将来については不安や不満が高い結果となっています。また、「自己責任型社会」か「助け合い重視型社会」どちらを望むのかでは、ほぼ半数という興味ある結果も出ています。

※報告書ご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行（報告誌ライブラリー）」のページからお申し込みください。

第127回理事会報告

第127回理事会について、下記のとおり開催いたしました。

なお、若干の質疑を行いながら協議を行ったすべての議案について、承認されました。

- 日 時 2011年2月22日（火）14時開会 ●議 題 第1号議案 2010年度上半期業務報告および中間決算報告承認の件
- 場 所 全労済協会会議室 第2号議案 業務報告承認の件
- 第3号議案 新法人移行計画（骨子案）に関する件
- 第4号議案 2011年度事業計画（骨子案）に関する件
- 第5号議案 日中技能者交流センターの会員加盟承認の件

全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 な ど
4月19日（火）	第3回運営委員会（於：全労済協会会議室）	2011年度事業計画（案）
5月20日（金）	第32回評議員会（於：ホテルサンルートプラザ新宿）	2011年度事業計画（案）、2011年度収支予算（案）他
5月22日（日）	岩手シンポジウム（於：アイーナホール（盛岡市））	
5月24日（火）	第128回理事会（於：ホテルサンルートプラザ新宿）	2011年度事業計画（案）、2011年度収支予算（案）他

全労済協会だより vol.50 2011年3月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126（代表） ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>